

薬生食輸発1025第1号
平成30年10月25日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ネパール産とうもろこしのアフラトキシン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年10月18日付け薬生食輸1018第1号）にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、ネパール産とうもろこし加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ネパール	とうもろこし（甘味種を除く。）及びその加工品（とうもろこしを5%以上含有するものに限る。）		総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく願います。